

7/14 読者

東電旧経営陣に賠償命令

過失認定13兆円超

東京地裁 「福島原発事故防げた」

津波対策を怠ったために東京電力福島第一原発事故が防げなかったとして、東電株主38人が、東電の旧経営陣5人に、東電に対する22兆円の賠償を求める株主代表訴訟で13日、東京地裁（朝倉佳秀裁判長）は勝訴判決を言い渡した。朝倉裁判長は「津波対策を取れば事故を防げた可能性は十分にあった」と判断しました。裁判の賠償額としては国内史上最高とみられます。

関連場面

判決は、原発事故が発生 及ぼし、ひいては我が国 業害に対して「過酷事故を した場合、国民の生命、身 万が一にも防止すべき社会 体、財産上の甚大な被害を かねない」と指摘。原発事 的ないし公益的義務があ る」としています。

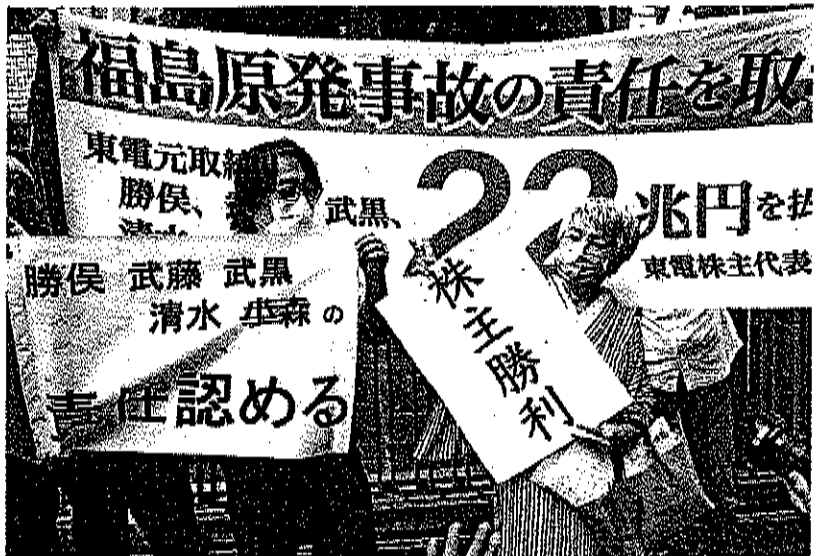
国の機関が2002年に 公表した地震予知「長期評 価」について科学的信頼性 を有する知見と認定。その 上で、長期評価について武 藤元副社長が、土木学会 に検討を委託した決定は一 定の合理性があったと判 断。一方、土木学会の見解 が示されるまでの間、津波 対策を速やかに講じるよう 指示をしなかった判断は 「善い／不合理的であって、 許されない」と指摘してい ます。

また、大規模な防潮堤以 外に建屋の水密化等の対策 を容易に着想し実施できた とし、水密化等の対策で屋 大事故に至ることは避けら れた可能性は十分あったと しています。

賠償を命じられたのは武 藤氏、勝俣氏、清水正幸元 社長、武黒一郎元副社長の 4人。賠償責任を認めなか った小森明生元常務を含め た5人について、長期評価 等の見解等を認識しなが ら、武藤氏の判断を了承 し、最低限の津波対策を速 やかに実施するよう指示し なかったとは、賠償注登 義務（善いな管理者の果た すべき注意義務）を怠った と批判しています。

小森氏については常務取 締役となり津波試算結果等 を認識した時期を10年7月 ごろとし、水密化等の対策 が2年程度かかることから 事故との因果関係を否定し 賠償の対象としませんでした。

請求額のうち、東電の支 出が確定した賠償費用約1 兆6150億円、被災者への賠償額約7兆834億 円、除染費用など約4兆6 226億円を賠償額として 認めました。



東京地裁前で「株主勝利」を掲ぐ原告ら＝13日、東京都千代田区